

Title	吉田伸之・佐賀朝編：『シリーズ遊廓社会(1)(2)』（吉川弘文館、13年7月・14年1月）
Author	吉元，加奈美
Citation	市大日本史. 17 卷, p.127-135.
Issue Date	2014-05
ISSN	1348-4508
Type	Article
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

【書評】

吉田伸之・佐賀朝編

『シリーズ遊廓社会(1)(2)』(吉川弘文館、13年7月・14年1月)

吉元 加奈美

はじめに

『シリーズ遊廓社会』は日本の近世から近代を中心に、買売春をめぐる社会⇨空間構造を「遊廓社会」論に基づいて把握しようとする、「遊廓社会」研究会における共同研究の成果である。^①二〇一三年七月(第一巻)、二〇一四年一月(第二巻)に吉川弘文館より刊行された。まず、本シリーズ全三巻の構成を紹介する。

【シリーズ第一巻 三都と地方都市】

序文 吉田伸之

第一部 江戸

吉原の女芸者の誕生

遊女を買う―遊女屋・寺社名目金・豪農―

江戸の子供屋

第二部 京・大坂と長崎

島原―近世京都の遊廓社会―

「孝子」褒賞にみる遊女と茶立女

近世大坂天満宮の茶屋仲間

長崎と丸山遊女―直轄貿易都市の遊廓社会―

第三部 金沢と宿駅・河岸

十九世紀金沢の遊所と出合宿

利根川下流域の河岸遊廓と地域社会

郡山宿の旅籠屋

品川歩行新宿と食売旅籠屋

【シリーズ第二巻 近世から近代へ】

序文 佐賀朝

第一部 近代公娼制と外国人遊廓

幕末開港と「倭夷之差別」―外国人向け遊廓成立序説―吉田ゆり子

居留地付き遊廓―東京と大阪―

奴隷制なき自由?―近代日本における「解放」と苦力・遊女・賤民―

祇園―京都の遊所女紅場―

第二部 都市化と遊廓・三業地

「軍都」金沢と遊廓社会

「軍都」金沢と遊廓社会

屋久健二

松井洋子

人見佐知子

米谷 博

武林弘恵

吉田伸之

佐賀朝

ダニエル V・ポツマン

松田有紀子

本康宏史

飯田遊廓と娼妓の生活

齊藤俊江

白山―東京の三業地―

初田香成

温泉場の私娼とその空間―昭和初期熱海における酌婦と芸妓―

松田法子

第三部 アジアの中の日本公娼制

植民地朝鮮における遊廓の移植と展開

金 富子

―植民地都市馬山と鎮海を中心に―

公娼制度廃止問題の国際的位置

―一九二〇～三〇年代―

小野沢あかね

以下本文では、①編者である佐賀朝氏・吉田伸之氏による各巻の序文を中心に、本書に至るまでの「遊廓社会」研究の展開を整理した上で、②各論考で学んだことを踏まえて、評者の関心に基づく二、三の論点を提示する。なお、評者の専門外であることもあり、第二巻に収められた近代における展開については十分に触れることができなかったが、日本の近代公娼制度のあり方を考察する上で不可欠となる、明治五年一〇月の「芸娼妓解放令」の意義を論じることで、評者なりの近世近代移行期の見通しを述べておきたい。

一 「遊廓社会」論の展開―買売春をめぐる社会Ⅱ空間構造―

本節では、遊廓・遊女をめぐる研究史を整理した上で、吉田・佐賀両氏の序文に基づいて、本シリーズに至るまでの「遊廓社会」研究の

展開を確認する。

遊廓・遊女については、文化史・美術史・風俗史・女性史など、多様な立場からの分厚い研究蓄積がある。しかし、文化史・美術史・風俗史などでは、その研究視角が遊客をはじめとした第三者の視点に偏っていることから、遊廓を文化的に豊かな場所として描くような、表面的な評価に終始するものも少なくなかった。一方で女性に寄り添う女性史では、売春を取り巻く社会のあり様への視野が欠けていた。

以上のような研究動向の中で、塚田孝氏の「吉原―遊女をめぐる人びと―」（同著『身分制社会と市民社会』柏書房、一九九二）は、都市社会論と身分論を導入して江戸の新吉原遊廓を検討した、画期的なものである。そこでは、新吉原が他の江戸市中と同様に町制機構を備えていることを押さえ、その展開を名主の変遷を軸に整理するとともに、遊女屋仲間のあり方も明らかにした上で、両者の関係が論じられている。また、茶屋仲間、女術、売女屋、目明しなど、多様な利害集団が遊女屋仲間の下に従属的に編成される様相も明らかにされた。

この背景には、近世における身分の捉え方をめぐる議論の深まりと、一九八〇年代以降の都市史研究の発展がある。身分論の深化によって、社会の基底には多様な社会集団があり、個々人は集団に属することで社会に位置付けられる社会として日本近世身分社会が捉えられ、塚田氏は、それらの社会集団が他の社会集団と形成する社会関係（重層・複合関係）を考えることで、近世社会を総体的に把握しようとする視点を提起している^②。そして都市史研究においても、都市内の諸存在が形成

する社会的結合に着目して、都市社会を構造的に把握することが目指された。つまり、性売買をめぐる社会構造の特質に迫る研究は、近世社会全体を総体的に把握しようとする研究の進展のなかに位置付けられるのである。

次に注目すべき論考として、吉田氏の「遊廓社会」（塚田孝編「身分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる」吉川弘文館、二〇〇六）が挙げられる。ここでは、幕末維新期の新吉原を取りあげて、廓中の中核を占める遊女屋仲間、茶屋仲間、見番・男女芸者の総括者）の三者をヘゲモニー主体（社会的権力）とし、新吉原やその周辺社会の多様な利害集団をも含み込んで彼らが統括する社会Ⅱ空間の総体を、遊廓社会として捉えた。また、四宿・岡場所といった黙認遊所が遊廓社会のミニチュア（擬似遊廓）として存在していたことを指摘するとともに、それらが新吉原を中心とした相互流動性をもっていたことも明らかにした。そうして、遊女からの奴隷的搾取を基盤とし、新吉原遊女屋仲間を中核とする、遊廓—擬似遊廓—周辺社会の総体を「遊廓社会」として規定している。

以上のような「遊廓社会」論の背景には、都市社会を総体的に把握するために、一九九〇年代に吉田氏が提起した、都市内の部分社会を構造化する社会的権力に着目し、都市全体の分節構造を捉えようとする視点がある^③。吉田氏によって描かれた「遊廓社会」は、社会的権力としての新吉原五町遊女屋仲間によって構造化された性売買をめぐる一つの単位社会であり、「性の身分的商品化」をその基盤とする周縁的な社会Ⅱ空間は、近世巨大都市・江戸を分節的に構成する重要な要

素の一つなのである。

「遊廓社会」という捉え方は、一九九〇年代初頭の「吉原—遊女をめぐる人びと」を出発点とする、都市社会構造の一環として遊廓を分析する研究の到達点であると言えるだろう。

本シリーズ第一巻の序文において吉田氏は、所収論文の成果に学びながら、「遊廓社会」論に基づいて論点を抽出しているので、それを整理したい。

まず、近年の「遊廓社会」論の視座でなされた遊廓・遊所についての豊富な研究蓄積から、次の二点が指摘されている。

一点目は、三都や地方城下町、宿場町・港町などにおける遊所（擬似遊廓）の事例研究から窺えた、擬似遊廓における多様な事実上の遊女屋のあり方である。公認遊廓におけるヘゲモニー主体は公認の遊女屋であるが、擬似遊廓におけるヘゲモニー主体も、旅籠屋・茶屋などの事実上の遊女屋たちである。このような様々な遊女屋のあり方を明らかにし、その諸類型を、公認遊廓の遊女屋も含めて、共通性と異質性の双方から検討する必要性を指摘している。なかでも、遊廓社会内のみならず市中町方でも広汎に見られ、かつ多彩な相貌を呈している茶屋に注目されている。

二点目は、「遊廓社会」が生み出す利潤への寄生・吸着の具体相である。第一巻所収の塚田論文・松井洋子論文では遊女の親兄弟による寄生の実態が示されている。また、杉森哲也論文や吉田論文などでは、「遊廓社会」がもたらす莫大な利潤の一部を地代・家賃として得る町

社会と地主的要素の実態が検討されており、寄生・吸着・再分配の様相の実態を、より精緻に解明する必要性を述べている。そして横山論文で明らかにされた、信州の豪農が新吉原の性売買を金融的に支え、その利潤を一部収奪していたという事実から窺える、遊女屋への金融面からの寄生・吸着の実態と、そのネットワークの広がりにも注目している。

次に吉田氏は、自身がかつて指摘した、「日用」層とは本来百姓などの身分に属しているものが一時的にとる地位・状態である、という点を想起しながら、貧農Ⅱ下層の小前百姓や都市下層民の「家」に所属する女性が、身売りを内容とする下女奉公に出されたことにより、一時的にとる地位・状態としての遊女の性格を指摘している。そして、このような遊女の身分社会における地位の検討を、身分としての要件を欠くか不全である他の奉公人とともに行う必要性を述べている。また遊女に不可分の要素である芸能について、それを遊女が獲得することとは、地位・状態としての遊女から、芸能を職分の核とする身分としての芸者に到達する可能性をもたらしうると、評価している。

以上のような近世遊廓史研究の成果を踏まえながら、本シリーズ第二巻序文では、19～20世紀の日本列島とその周辺における「遊廓社会」の展開・「普及」について述べる中で、本巻所収の各章の内容・論点が整理されている。かねてから佐賀氏は、近世を通して成熟し、近代に全国に「普及」する「遊廓社会」の構造と変容を、芸妓解放令のインパクトや所在都市Ⅱ地域の社会構造分析を踏まえ、取り出された事例の相互の比較検討を進める中で、明らかにすることを目指してき

た。^⑤この点に加えてここでは、本シリーズの成果をふまえて、以下の二点が強く意識されている。

まず、三都（江戸（東京）・大坂（阪）・京都）の比較について、近世の三都に共通する遊所統制のあり方を「公認遊所一ヶ所原則」と捉え、それと同時に黙認・非公認の遊所が市中に数多く展開した状況や、それに対する取締りが普遍的な問題であったことも共通していた点が指摘された。第二巻所収の佐賀論文においても、以上のことを念頭に、都市の中に構造化されたものとして遊所が展開していた巨大都市を、居留地付遊廓の展開を軸に比較・検討し、その共通性・差異性双方の考察が行われている。

二点目は、社会構造論とジェンダーの視点を統合し、全体史の中に娼妓を位置付けようとする姿勢である。つまり、娼妓たちの「たたかい」の相手となる、買売春をめぐる社会構造を明らかにすることで、個々の娼妓が行った「たたかい」のもつ意義を示そうとしているのである。佐賀氏は芸妓解放令による娼妓の主体化を「たたかい」の第一歩として評価し、国際的な人身売買廃止問題の展開も含めた近代社会全体の動向の中に娼妓を位置付けることの必要性を述べている。

以上を踏まえると、本シリーズからは、現段階の「遊廓社会」研究の到達点を以下のように整理できる。^①近世都市社会史研究の発展の中で生まれた「遊廓社会」論という視角・方法に基づいて、近世～近代における遊廓・遊所を、各段階における歴史社会の構造、特に都市（地域）社会構造の一環として対象化し、全体史の中に位置付ける研究

が行われている。②以上のような社会構造論の視角とジェンダー視角を統合することによって、女性の人権史という視角から論じうる範囲を超えた、娼妓個々人の「たたかい」の意味の歴史的解明や、彼女ら自身を歴史社会に位置付けることが可能となる。

二 評者の論点

本節では、本シリーズから学んで得られた評者の三つの論点を述べる。

①事実上の遊女屋の多様なあり方

第一節で整理した吉田氏が抽出した論点とも関わるが、評者は多様な事実上の遊女屋のあり方を、それを設定する公儀の論理にも注目して検討する必要があると考えている。

評者は近世大坂の「遊廓社会」のあり様を考察するために、公認遊廓である新町以外に市中に数多く展開した遊廓の中核となる営業である、茶屋の統制上の位置付けを検討した^⑥。それは、茶立女の召し抱えを許可することで女性の存在を公認しつつ、その売春の禁止を明言しないことで遊女商売を黙認するという、大坂独自の黙認のあり方であった。また、茶屋は新町による統制を受ける一方で、新町同様に市中の売女(屋)を摘発する義務を課されていた。このような統制上の位置付けを与えられ、新地の繁栄を目的として大量の茶屋株が赦免された大坂の茶屋は、公認遊廓以外の遊所が弾圧された天保改革下においても、「泊茶屋」として存続された。「泊茶屋」は大坂が宿場同様に商

旅が多い土地であることを理由に、旧来の茶屋赦免地のうち三ヶ所に限定して、街道の宿駅の飯盛女附旅籠屋(改革下でも存続されている)に準じるものとして赦免されたものである。

以上のような大坂の遊廓の展開を検討するなかで、それまでは公認の遊廓と対比的に黙認として一括されてきた、事実上の遊女屋の統制上の位置付けの多様性を考察すべきことを自覚するに至った。以上のような関心に沿って、第一巻第Ⅲ部所収の各論稿の要点を整理する。

宿駅の旅籠屋仲間と飯盛女を取り扱っているのは、吉田論文と武林弘恵論文である。

吉田論文では、実質宿場の人足役を負担していたことで新たに成立した品川歩行新宿を取り上げ、そこに許可された食盛旅籠屋(疑似遊廓の中核を成す)の様相について検討し、江戸に隣接する宿村である品川の社会Ⅱ空間構造の特質と地域特性の一環として考察している。品川宿は道中奉行の支配下にあり、宿が御用を勤めるための助成として食盛旅籠屋が赦免され、それに抱えられた食売女は、遊客ではなく旅人を相手とするため売女ではないとされた。つまり道中奉行支配下では、宿場の旅籠屋は遊女商売をほぼ公認されていたと言えるのである。

それに対して武林論文では、郡山宿を素材に私領の宿駅と旅籠屋仲間について、道中奉行支配下における旅籠屋と食盛女の許可の論理や統制のあり方と比較しながら検討されている。郡山宿においては、飯盛女が実質売春婦であることが認識されながらも許可され、それを抱える渡世の中に御用宿を勤める旅籠屋・客屋と、勤めない「無商売」

という三階層があったことが指摘されている。そして藩主導の宿駅再建策が実施され、御用を勤める旅籠屋が保護されていく中で、旅籠屋がヘゲモニーを握っていくことを明らかにしている。つまり道中奉行支配下と同様に、ここでも宿駅の御用負担の助成として飯盛女の召抱えが藩によって許可されており、藩の介入を契機として、郡山宿の社会構造が変容する様子が窺えるのである。

米谷博論文では、利根川下流域の船頭小宿が集まる河岸遊廓について検討されている。当該地域唯一の旅人河岸において、河岸の活性化と収益の増大をねらって、船頭や旅人を対象とした船頭小宿が設置された。それを主導したのは河岸問屋と村役人であり、藩の認可の下で進められた。しかし、それがもたらす利潤は河岸遊廓内で完結するものであり、近隣村々の若者が遊廓を徘徊することが大きな問題となる中で周辺地域との相剋が深まった。そして最終的に関東取締出役の手入れをうけて廃止に至るまでが、河川交通を担う河岸遊廓と宿駅を対比しながら検討されている。河岸においても船頭などの洗濯を行う「下女」として洗濯女が置かれ、事実上の遊女商売が認可されていたが、近隣村々の反対運動が高まる中での関東取締出役による摘発では、船頭小宿・洗濯女は不正に「身売」を行った罪で罰せられたのである。

人見佐知子論文では、地方城下町・金沢における遊所統制を「媒介容止」を業とする「出合宿」の取締りに着眼しながら整理するとともに、一九世紀に公認→廃止→再興となる茶屋町の展開が検討されている。金沢では一七世紀段階から「傾城」と「出合宿」が区別され、禁

止されている遊女商売（「傾城」）とともに、不義の仲にある男女の「密通」や、表向きは「男女交通」を求めて出入りする者による「身売」の温床となる「出合宿」が取り締まられた。文政期に行われた茶屋町の設定は、そこに既存の「出合宿」を移転させ、事実上の遊女屋である「茶屋」に改業させることによって、実質「身売」をしている者たちを、「茶屋」に抱えられた「茶屋女」として把握しようとするねらいがあったと考えられる。しかし、従来から存在した遊所の再編を藩の論理で強行するには限界があり、藩公認の茶屋町はうまく機能せず、一度廃止に至ったと評価されている。

以上の事例で見られた旅籠屋や船頭小宿、金沢の茶屋は、事実上の遊女屋としての社会的実態は共通でありながら、その展開には大きな差異がある。御用を勤め、それがもたらす収益においても宿駅を支える存在であった街道の旅籠屋は、その地域のヘゲモニー主体として存在した。特に郡山宿の事例では、宿駅再建のために藩という公儀によって旅籠屋が保護されたことを契機として、旅籠屋をヘゲモニーとする社会のあり様が形成されていく。一方で船頭小宿の場合は、河岸繁栄策として藩からその存在を認可されていたものの、近隣村々との相剋の中で、最終的に「身売」＝不正な売春を行っていた罪状で、船頭小宿の経営者・抱えられていた洗濯女とも罰せられた。このように、事実上の遊女屋が認可に至った論理や、与えられた統制上の位置付け、またそれが担っていた役割などによって、事実上の遊女屋それぞれの展開のみならず、それが形成する「遊廓社会」のあり様が規定される

側面があるのである。つまり、事実上の遊女屋によって形成される社会⇨空間構造のあり様とその展開をより深く理解する上で、公儀の論理を踏まえることは重要な意味を持つのであり、事実上の遊女屋の多様性を、公儀による統制との関係も踏まえながら、明らかにする必要があるだろう。

②「遊廓社会」に生きる人びと

「遊廓社会」の基盤にある町社会との関係と、地主的要素の寄生・吸着・再配分を精緻に説明することの必要性は、吉田氏によっても指摘されている。評者はこの点に加え、事実上の遊女屋も含む、遊女屋の経営者たちのあり様にも注目したい。

第一巻所収の屋久健二論文では、大坂天満宮の神社社会を「遊廓社会」論の視角で検討し、神主・社家による土地利用と社地に展開した茶屋仲間のあり方を明らかにしている。天満宮の茶屋仲間には、「所限り」の古株を基礎とする西側仲間、文化期に新たに流入する、淡路屋清七所持の新株を借りて経営する新建仲間と鞠場仲間の三者が存在した。新建仲間を構成するのは、借株かつ建家主⇨家守である船橋屋から借屋して茶屋を経営する者である。鞠場仲間も借株での営業であるが、その仲間加入の条件は自らが建家を所持することであった。しかし、建家の集積が進み、鞠場仲間の本源的なあり方が崩れていく中で、新建仲間・鞠場仲間としてのまとまりは維持されながらも、幕末には両者は一体化した。以上のような茶屋仲間の構造とその変容を追

うなかで、茶屋経営の局遊女屋的要素を見出すなど、借屋・借株の茶屋経営者たちの零細なあり方についても指摘されている。

このような零細な茶屋の存在は、評者が検討した堀江地域に位置する御池通五丁目・六丁目にまたがる茶屋町にも見出すことができた。⁷⁾文化⇨天保末に作成された人別帳を分析するなかで、零細な茶屋を経営する人々が形成する「家」が、当該町に構造的に定着していた都市下層に生きる人々の「家」と、共通する性格を持つていることを明らかにした。このような「家」のあり方は、本シリーズの塚田論文において検討された、遊女や茶立女たちを取り巻く家族とも共通する。

公認、又は事実上の遊女屋は、構造的な性売買が行われる「遊廓社会」の中核に位置する存在である。しかし、それらを経営するものの中に、都市下層社会に生きる人々も含まれている点からは、遊廓や遊所をめぐる社会⇨空間の開かれた性格を評価しうるだろう。

しかしその一方で、「遊廓社会」が遊女たちにとって、彼女らを抑圧する強固な構造物として存在していたことも否定できない事実である。この点は、先述の塚田論文における遊女・茶立女の検討のような、個別の事例研究の積み重ねが更に必要である。このように、「遊廓社会」を構成する人びとの具体相の検討が、「遊廓社会」論の一層の豊富化を可能にすると考えている。

③遊女屋による遊女の把握—芸娼妓解放令の意義—

第二節①において人見論文の論点を整理する中で、「出合宿」の取

縮りの文脈の中で理解しうる、茶屋町公認の意義について述べた。それは、(事実上の)遊女屋を通して売春に従事する存在を把握しようとするものであるが、神田論文で指摘された、売女商売に転用されることを懸念して、「子供屋(男色が商品化される場)」の取締りが天保改革の中で行われた事実も、同じ文脈で理解できると考えられる。つまり、公認の遊廓以外での遊女商売が弾圧された天保改革下において、新吉原以外での「身売」行為の温床となることを懸念して、男女の密会宿ともなっていた「子供屋」が廃止されたのである。

このように、売春を行う「遊女」存在が、「遊女屋」によって把握されることの意味を考える上でヒントとなるのが、本シリーズ第二巻所収の吉田ゆり子論文である。ここでは、なぜ遊女ならば外国人と関係をもつことを許されるのかを、幕末開港から明治に至る諸段階における外国人の居住権の有無を考慮に入れながら整理・検討し、幕府が人別によって人びとを把握していたことを踏まえ、居住権を有さない外国人と市中の女性との接触を避けるための手段として、「遊女」の「性」を政策的に利用したと評価されている。つまり、遊女のみならず外国人との接触を許すことによって、居住権を有さない(人別をもたない)外国人と接触する女性の人別を遊女屋を通して把握し、管理しようとしたのである。そのため、市中の女性が外国人と関係をもつためには、一時的に遊女屋と遊女奉公契約を結ぶ必要があったのである。

以上からは、江戸幕府が統治する近世社会において、遊女になるということは遊女屋に抱えられることであつたことが確認できる。それ

は遊女屋によって人別を把握されることを意味し、幕府は公認された遊女屋を介して売春を公認された遊女を管理することができるのである。このことは多様な事実上の遊女屋においても同様であろう。つまり、公儀(藩や町奉行など)によって認可された事実上遊女商売を行う渡世(茶屋や旅籠屋など)を通して、その女性奉公人(茶立女や下女など)の人別が把握できるのであり、このことによって風儀や濫りな買売春を統制しうることも既に確認した。

ここで想起されるのは、塚田氏の「吉原―遊女をめぐる人びと」における、「遊女身分は、遊女屋の存在を前提にしてのみ存立しうる」という指摘である。これは、「遊女」と「売女」は社会的実態は同様であるが、その売春行為が公認の遊女商売となるか、「身売」として罰せられるのかは、彼女たちの抱え主が公認の遊女屋なのか売女屋なのかによって決まることを示している。つまり、「遊女」個々人が行う売春行為のもつ意味は、奉公先の「遊女屋」の政治社会レベルにおける位置付けによって規定されるのである。このようなあり方は、集団を基盤とし、個々人は集団を介して社会に位置付けられる、近世身分社会での「遊女」の存在様式と言えるだろう。

しかし、明治五年の「芸娼妓解放令」では、娼妓は「一切解放」され、これ以後営業する娼妓は、自らの自由意思に基づく営業主体として位置づけられた。近世以来行われてきた、前借金による拘束を伴う「遊女屋」の召抱えは否定され、旧来の「遊女屋」は、娼妓に営業場所を提供する貸座敷営業へと姿を変えた。この貸座敷は娼妓の主體的

な営業を前提として、彼女らに座敷を貸す業態であり、娼妓を従属化することは否定されている。以上のことは、実態社会において大いにフィクションとしての側面をもっていたことは否定できない。しかし、「娼妓」が「自らの意思で売春を行う一労働者」とされ、「検徴と納税を伴う鑑札所持者」として把握されるとともに、貸座敷業者は娼妓の営業を前提に存在するとされたことによって、論理上、娼妓個々人が「娼妓」として政治社会レベルに位置付けられるようになったのである。この点は、「芸娼妓解放令」から見出せた、諸社会集団を基盤とする近世身分社会から近代市民社会への移行過程と言えるのではないだろうか。

おわりに

以上本論では、「シリーズ遊廓社会」の書評を通して、遊廓・遊所をめぐる研究の整理と現段階での到達点を示すとともに、評者の関心に関わって数点の論点を提示した。第二巻における近代の展開をはじめ、触れられなかった点も多々あるが、今後自らの研究を進める中で一層理解を深めていきたい。

【註】

- (1) こうした取り組みの最初の成果は『年報都市史研究17 遊廓社会』（山川出版社、二〇一〇）である。
- (2) 塚田孝「都市の周縁と身分的周縁」（同編『身分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六）

- (3) 吉田伸之「巨大城下町―江戸」（『岩波講座 日本通史一五』、一九九五）のち同著『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、二〇〇〇年所収
- (4) 吉田伸之「江戸の日用座と日用〓身分」（同著『近世都市の身分構造』東京大学出版会、一九九八）
- (5) 佐賀朝「問題提起―近世〓近代「遊廓社会」研究の課題―」（『年報都市史研究17 遊廓社会』山川出版社、二〇一〇）。なお、これは二〇〇八年開催の都市史研究会シンポジウム「遊廓社会」での問題提起である。
- (6) 拙稿「近世大坂における遊所統制―町触を素材に―」（『都市文化研究』一五号、大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇一三）
- (7) この点については、拙稿「近世大坂における茶屋の考察―御池通五丁目・六丁目を中心に―」（大阪市立大学大学院文学研究科前期博士課程修士論文、二〇一四年一月一〇日提出）で検討した。
- (8) 以下では、公認の遊女屋が事実上の遊女屋かを問わず、近世において、実質遊女商売を行うものを『遊女屋』、そこで売春に従事する女性を『遊女』と表記する。

（大学院後期博士課程）